

The Intellectual Property Office, Beijing office of Japan-China Economic Association, starts to publish the China IP News Letter from today.

We will deliver this newsletter once or twice a month by E-mail.

If you do not want to get this letter or can not read it by your PC, please send E-mail to seki@public.east.cn.net or phone us TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782.

関 和郎 (Kazuo SEKI) (財)日中経済協会北京事務所知的財産権室
北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編1000022

==China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1998/10/8号 (No.1)

=====

コンテンツ (No.1)

1. 中国専利法改正の動向
2. 中華人民共和国合同法(契約法)草案の公表
3. 著名商標と商号に関する国家工商行政管理局の通知
4. 四川省高級人民法院に知識産権廷が設立される
5. 国家知識産権局の組織機構改革
6. 国家工商行政管理局人事異動
7. 中国ライセンス協会年次総会
8. 中国の知財訴訟統計

1. 中国専利法改正の動向

現在、中国専利法は以下のような内容について法改正が検討されている模様。

法改正の時期は2000年の見込みであり、これは、現在、国務院が新規立法の作業を優先しており、既存法の改正は後回しにしているため。既存法の存在する制度については、当面運用で対応させようとしているとのこと。

1. 専利管理局の行政機能の強化

現行の専利法第60条は「特許管理機関は処分に当たり、侵害者に処分の停止を命じ、かつ損害賠償を命じる権限を有する。当事者は不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せずまた履行もしないときは、特許管理機関は人民法院に強制執行を申し立てることができる。」となっているが、この規定をさらに充実・明確化し、専利管理機関は処分に当たり、「侵害行為に関する物品の差し押さえ、侵害行為に関する契約、帳簿、図面等に資料を査察し、コピーし、差し押さえる権利を有することとする」。また、「専利管理機関は、侵害者に侵害行為による悪影響の排除や、謝罪広告の掲載等の民事責任を命じることができ」、「当事者が専利管理局の決定に対する裁判所への不服申立期間を15日に短縮し」、「履行がない場合に人民法院に強制執行を申し立てるのは、当事者」となるとのこと。さらに、「悪質な侵害行為に対しては、不当利得、侵害製品の没収や罰金といった行政罰を命じることができる」こととなる見込みとのこと。

2. 実用新案制度の改正

中国の現行実用新案制度では、1992年の改正以来、方式審査と基礎的要件の審査で登録している。ただ、技術評価書やサーチレポート制度がないため、現在検討中の改正案では、オランダ、日本と同様に、人民法院または専利管理機関に訴える場合には、専利局に実体審査を請求しなければならないという制度を検討している。

3. 付与後異議の廃止

中国の付与後異議（専利法41条）と無効審判（専利法48条）は、いずれも何人も請求可能である。また、付与後異議が受理されると、この異議事件が終了するまで無効審判を受理せず、さらに、付与後異議に関する包帯の閲覧等もできないので、無効審判を準備するに当たって、どのような証拠を準備して良いかもわからない状況になっている。

そして、これら二つの取消制度は、権利侵害事件に際し、被告（権利侵害者）から請求されることが多いが、被告が侵害行為を継続するための、裁判の引き延ばし手段として悪用されることもある。

このような状況から、付与後異議制度の抜本的な見直しが検討されており、場合によっては、付与後異議を廃止し、代わりに情報提供制度（専利法実施規則48条）を法律に格上げするといったことが検討されている模様。

また、紛争の早期処理のため、権利侵害事件と権利の有効性を同一の場で判断するための、特許裁判所の構想についても議論がなされている模様。

4. その他

(1) PCT

現在、PCTは専利局令第5号(93.11.23)で実施されているが、これまでの運用実績を踏まえ、これを、正式な法律に格上げすることが検討されている。

(2) TRIPS

将来TRIPSに加入することは確実であることから、 実用新案及び意匠の終審権を人民法院に移すこと(TRIPS62条4, 5項関連)、 特許権の権利内容のうち、「販売の申し出」について法律上担保できるようにすること、 強制実施権(専利法第6章、TRIPS31条関連)についてTRIPSの規定と整合性を図る等の点について、法改正が検討されている。

(3) PLT

現在議論されているPLT草案のうち、有効と思われる条項を専利法改正に先取りする法改正が検討されている。

(4) 香港

中国専利局が受理して専利権を付与した特許及びPCT出願が、香港の特許、意匠とどのような関係になるかを明文化する改正が検討されている。

2. 中華人民共和国合同法（契約法）の草案公表

1998年9月4日、全人代常務委員会は、「中華人民共和国合同法（草案）」を発表し、国民から広く意見を求めることとした。

これまで、中国には涉外経済法、経済契約法、技術契約法という3つの契約法が存在していたが、今回の草案では、これら3つの法律を1本にまとめたもの。草案の全文は、1998年9月5日付の「法制日報」に掲載されている。

3. 著名商標と商号

国家工商行政管理局商標局は大連市工商行政管理局からの質問に答える形で、著名商標が商号として使用された場合の取り扱いを以下のように通知した。

1. 「著名商標認定の日以降、他人がその著名商標と同一又は類似の文字を企業名称の一部として使用し、大衆の誤認を引き起こす恐れがある場合、工商行政管理機関は登記を認めない」(記者注:「著名商標の認定及び管理に関する暫定規定」第10条)の中の「大衆の誤認を引き起こす恐れがある場合」というのは、他人が著名商標と同じ、又は類似の文字を企業名称の一部分として使用する場合、消費者は当企業が著名商標所有者と何らかの関係があると誤解してしまい、著名商標の所有者の権利は損害されることもあり得る。一般的に言うと、著名商標を同じ業種の企業名称に使う場

合、誤認を引き起こす恐れがあると判定すべきであり、違う業種の企業名称に使う場合、著名商標の独創性と著名の程度等の要素を総合的に考えるべきである。

2. 「すでに登記されている場合、著名商標登録人は、これを知った又は知り得た日から2年以内に工商行政管理機関に取り消しを請求することができる」(訳者注:「著名商標の認定及び管理に関する暫定規定」第10条)の中の「2年」については、著名商標の権利者が自分の権利が侵害されたことを知った又は知り得た日から計算すべきである。

3. 著名商標として認定される前に、すでに当該商標と同じあるいは類似の文字が企業名称として登記されている場合、著名商標の認定後、権利者は工商行政管理機関に取り消しを請求することができる。

このような通知からすると、著名商標を取得することにより、現在日系企業等が頭を悩ましていた商号問題を解決する事が可能になると期待される。

4. 四川省高級人民法院に知識産権廷が設立される

1998年9月7日付けの中国専利報によれば、西南地域の高級人民法院としては初めて、四川省高級人民法院に、知識産権廷が設立された。

この四川省高級人民法院の知識産権廷には、裁判官以外に、知識産権審判廷の陪審官として、四川省専利管理局、版權局、工商局等の役所や、大学、研究所から18名の専門家、学者が参加する。この知識産権廷は工業所有権と著作権紛争事件の一審と二審を担当し、主に専利案件、商標案件、著作権案件、不正競争案件と技術契約案件等5種類の案件を担当する。また、これ以外にも、四川省の法院が知的所有権案件を審理する際に指導と調査研究を担当することとなること。

5. 国家知識産権局の組織機構改革

國務院は、1998年6月に従来の中国専利局を国家知識産権局(SIPO:State Intellectual Property Office)と改め、以下のような内部機構とすることを発表した。

『國務院の機構設置に間する通知』(国発[1998]5号)によれば、旧中国専利局は国家知識産権局と名前を変更した。国家知識産権局は専利の業務及び涉外知識産権業務を行う國務院の直屬機構となった。

1. 機能の調整

- (1) 新たに増加した機能。国家知識産権局は涉外知識産権業務をまとめて取り扱う機能が追加された。
- (2) 他の部署から加入した機能。旧国家科学技術委員会の國務院知識産権弁公室の業務は、国家知識産権局が担当する。
- (3) 委託する機能。旧中国専利局の専利に対する出願受付、審査、審判と無効審判の業務を国家知識産権局の下部事業単位に委託する。

2. 主な職責

以上の機能の調整により、国家知識産権局の主な職責は次の通り。

- (1) 『中華人民共和國専利法』及びその実施細則の草案を提出；関連する知識産権法規を起草；専利業務の規則と制度の取りまとめ。
- (2) 知識産権涉外業務の方針、政策を作成；国外知識産権の発展動向を研究；涉外知識産権業務を取り扱い（必要ある時は対外知識産権業務の交渉も担当）；専利業務の国際連絡、協力、交流活動を担当。
- (3) 全国専利業務の発展計画と専利情報ネットワーク計画の作成。
- (4) 権利の帰属または権利侵害の判断基準の作成；権利の帰属を管理する機関の指定；地方専利紛争の処理；及び専利と偽証する行為の取り締まり；専利代理機構の審査、人員資格の認定；涉外専利代理機構の指定。
- (5) 『中華人民共和國専利法』及び関連法規の宣伝、普及を推進；知識産権に関する教育と育成訓練の計画を作成。

(6) 国務院が指定する他の業務。

3 . 内部機構

以上の機能により、国家知識産権局は五つの職能司を設ける。

- (1) 弁公室 (人事司) 秘書、機密、投書、陳情処理業務及び財務、行政などの業務の管理；政策研究と重要報告、公文書等の起草、及び会議、規則制度の作成、幹部が重要業務を行なう際に業務の調整と検査を協力；幹部管理権限により、役所及び直属機構の人事管理；党委員会の日常業務。
- (2) 条法司 知識産権国際条約の制定、修正、及び知識産権渉外交渉の草案の提出；『中華人民共和国専利法』及びその実施細則の作成修正；知識産権の法規の起草；専利審査指針、業務規程・規則の作成；権利所属または権利侵害の判断基準の作成、権利の帰属を管理する機関の指定；専利代理機構の審査、人員資格の認定、渉外専利代理機構の指定。
- (3) 国際合作司 渉外知識産権事業を統一して計画案配する。知識産権の条約契約の交渉；WIPO及び国際（国外）知識産権組織との連絡；専利に関する国際協力と交流活動を担当。
- (4) 協調管理司 我が国の知識産権保護の重要政策の研究；知識産権の調整の業務；地方専利紛争の処理、及び専利と偽証する行為の取り締まり。
- (5) 企画発展司 全国専利業務の発展計画の制定；知識産権局の財務、物資、建設計画の作成；全国専利業務の発展計画と特許情報ネットワーク計画の作成；特許統計業務；『中華人民共和国専利法』及び関連法規の宣伝、普及を推進、知識産権に関する教育と育成訓練の計画の作成。

4 . 人員編制

国家知識産権局の行政定員は 8 0 名である。その中、局長 1 名、副局長 4 名、司長、及び副司長 1 4 名（党委員会の専任副書記を含む）。

その後、事業単位として知識産権局内に専利局が設けられる見込みであるが、まだ正式に決定されいない。

6 . 国家工商行政管理局商標局関連人事異動

国家工商行政管理局の決定により、白 大華 工商行政管理局副局長兼商標局長は、工商行政管理局副局長専任となり商標局長の兼任がはずれることとなった。しかし、商標局を引き続き所管する。

白局長の後任には候林（前企業登録局長）が商標局局長に任命された。また、曹中強、候麗葉氏らが商標局副局長に任命された。劉佩智前商標局常務副局長、黎曉寬前商標局副局長はそれぞれ公平交易局の局長、副局長に任命された。

7 . 中国ライセンス協会年次総会開催される

1 9 9 8 年 9 月 2 3 ~ 2 5 日にかけて、敦煌において 1 9 9 8 年中国技術ライセンス協会の年次総会が開催された。

今回の総会は「中国におけるライセンス及び知財保護の主要な発展」というテーマがつけられ、欧米から約 2 0 人、国内から 5 0 人の専門家の参加があり、技術ライセンス交渉、諸外国との技術移転に伴う法的問題点といった内容で発表が行われた。その中で、対外経済貿易合作部の科学技術司の担当官から、海外からの技術導入契約の審査にあたり、従来通り、特許保証、品質保証の要件を課し続けるつもりであるとの発言があり、諸外国からの出席者から落胆の声が聞かれた。

8 . 中国の知財訴訟統計

最近入手した情報によれば、中国内で裁判所（法院）に提訴された知的財産関連の事件は、1997年は約3,800件である。主な内訳は、専利権（発明、実用、意匠）侵害が約880件、技術契約関係が940件、商標権侵害が約300件、著作権関連の紛争が約400件となっている。

中国の裁判は日本に比較して、審理期間が短く、1997年に出訴された案件の結審率はほぼ100%である。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1998/10/8号 (N0.1)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編1000022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1998 Kazuo Seki, all rights reserved

=====